

15 日口漁業関係

(1)対口漁業概況

昭和52年の200海里漁業専管水域設定により、相互主義(等量入漁)を原則に毎年決定される日ソ漁業協定に基づきロシア200海里水域内での操業が確保されていたが、昭和61年のロシア水域での刺網禁止及び漁獲割当量の大幅削減により漁法の転換と減船が余儀なくされた。

しかし、日口政府間協定によって禁止または大幅に削減となった魚種の代替として、昭和54年からカニ、ツブ及びエビかご、昭和62年からマダラを対象としたはえなわ等の共同事業が行われるとともに、平成4年から平成5年の2ヶ年でカラスガレイ等を対象とした底刺網漁業の共同試験操業を経て、平成6年からマダラ及びカラスガレイを対象とした底刺網漁業の共同事業が行われるようになった。

平成13年からは、共同事業等で行われていたものが、ロシア連邦政府が実施する漁獲枠オークション制移行に伴い、日口政府間協定においてもマダラ等主要な魚種の漁獲割当量が大幅に削減され、同年1月から3月まで休漁したほか約半数の漁船が減船を余儀なくされた。

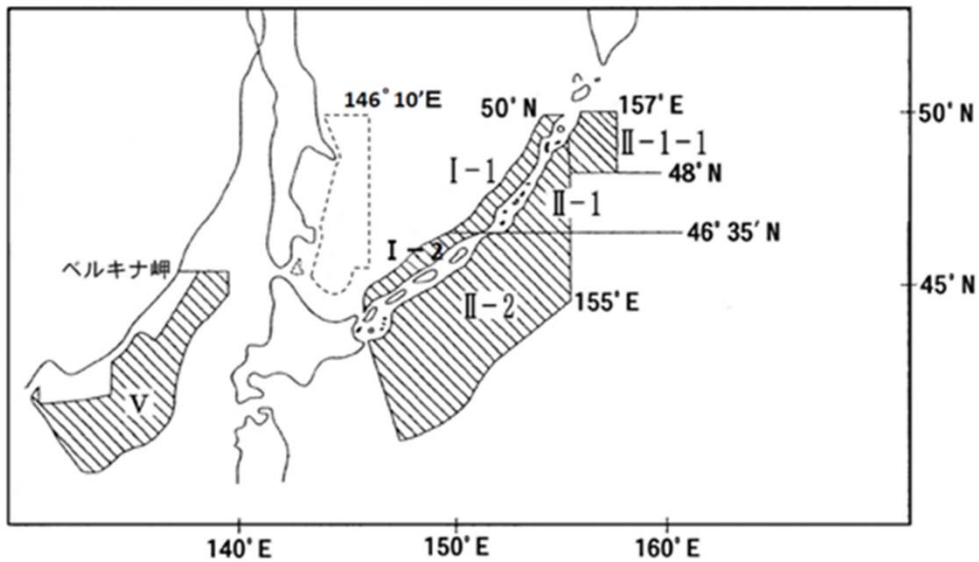
オークション制は平成16年以降廃止され、現在は沖合底びき網漁業での一部有償枠を除き、相互入漁による無償枠内で操業が行われている。

①ロシア水域における日本漁船の漁獲割当量推移

(単位:トン)

年次 魚種	H24年(2012)			H25年(2013)			H26年(2014)			H27年(2015)		
	無償分	有償 (沖合底 びき網 漁業分)	計	無償分	有償 (沖合底 びき網 漁業分)	計	無償分	有償 (沖合底 びき網 漁業分)	計	無償分	有償 (沖合底 びき網 漁業分)	計
すけとうだら	4,752	3,000	7,752	10,126	3,000	13,126	10,126	2,900	13,026	1,500	1,078	2,578
かれい	78	450	528	81	450	531	81	450	531	62	190	252
めぬけ	15	65	80	23	65	88	23	65	88	15	11	26
まだら	537	190	727	822	190	1,012	822	190	1,012	1,109	190	1,299
こまい	-	284	284	-	284	284	-	284	284	-	150	150
さんま	35,850	-	35,850	41,370	-	41,370	51,370	-	51,370	51,370	-	51,370
ほっけ・あいなめ類	223	320	543	225	320	545	225	320	545	223	165	388
いかなご	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
かじか類	612	70	682	582	70	652	582	70	652	512	42	554
かすべ	494	40	534	454	40	494	454	40	494	394	24	418
かつお・まぐろ類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さめ類(あぶらつのさめを除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
きちじ	-	69	69	-	69	69	-	69	69	-	9	9
かたくちいわし	100	-	100	100	-	100	100	-	100	100	-	100
そこだら	200	-	200	200	-	200	200	-	200	-	-	0
いか	8,390	580	8,970	8,010	580	8,590	7,217	580	7,797	7,007	150	7,157
たこ	4	20	24	4	20	24	4	20	24	4	13	17
けがに	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北洋いばらがに	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ずわいがに	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
べにずわいがに	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さえび	100	-	100	100	-	100	100	-	100	100	-	100
えび	-	10	10	-	10	10	-	10	10	-	4	4
合計	51,355	5,098	56,453	62,096	5,098	67,194	71,303	4,998	76,301	62,396	2,026	64,422
有償分の支払金額	2億1,148万円			2億1,148万円			2億1,148万円			8,744万円		

②平成27年ロシア水域操業区域図



○ 相互入漁水域		
第Ⅰ-1水域	千島(オホーツク海側北部)	底はえなわ
第Ⅰ-2水域	千島(オホーツク海側南部)	底はえなわ
第Ⅱ-1水域、第Ⅱ-1-1水域	千島(太平洋側北部)	遠洋底びき網、底はえなわ
第Ⅱ-2水域	千島(太平洋側南部)	底はえなわ、いか釣り
第Ⅱ水域	千島(太平洋側)	さんま棒受網
第Ⅴ水域	日本海	いか釣り
○ 有償入漁水域		
第Ⅱ-2水域	千島(太平洋側南部)	沖合底びき網、さんま棒受網

資料:北海道水産林務部漁業管理課

③底はえなわ漁業の漁獲割当量推移

(単位:トン)

年 海域	H24年(2012)			H25年(2013)			H26年(2014)			H27年(2015)		
	I	II	計	I	II	計	I	II	計	I	II	計
すけとうだら	0	288	288	0	394	394	0	394	394	0	500	500
かれい	0	62	62	0	62	62	0	62	62	0	62	62
たこ	0	4	4	0	4	4	0	4	4	0	4	4
めぬけ	0	14	14	0	15	15	0	15	15	0	15	15
まだら	0	521	521	0	799	799	0	799	799	0	1,099	1,099
ほっけ・あいなめ類	0	219	219	0	221	221	0	221	221	0	223	223
かじか類	0	514	514	0	512	512	0	512	512	0	512	512
かすべ	0	394	394	0	394	394	0	394	394	0	394	394
きちじ	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0
その他	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0
計	0	2,016	2,016	0	2,400	2,400	0	2,400	2,400	0	2,809	2,809
隻数	0	21	21	0	21	21	0	21	21	0	28	28

※H19年以降は第Ⅰ水域分の漁獲割当量が第Ⅱ水域分に集約された。

(2)さけ・ます漁業の概要

戦後の北洋さけ・ます漁業は、北太平洋海域の公海を主漁場として操業が行われてきたが、米国・カナダとの間で1952年(昭和27年)に締結された日・米・加漁業条約、1956年(昭和31年)にソ連邦との間で締結された日ソ漁業条約により操業海域は制限されていった。1977年(昭和52年)の200海里設定に伴い、ソ連200海里水域内の我が国漁船の操業については、1978年(昭和53年)の日ソ漁業協力協定以降、毎年、政府間協議において漁獲割当量等の操業条件が決められていたが、ソ連側による現行協定の終了と新協定締結を希望する旨の通告を受け、1985年(昭和60年)には、遼河性魚種に関する母船国主義を認める新協定が締結され、操業条件はより厳しいものとなった。1988年(昭和63年)からの日ロ合弁事業による操業を経て、近年は、日ロ地先沖合漁業協定及び日ロ漁業協力協定に基づき、毎年開催される日ロ漁業合同委員会で定められた操業条件により、ロシア200海里水域内での操業が行われてきた。

一方、1989年(平成元年)の操業を最後に母船式さけ・ます漁業が消滅し、更に、1992年(平成4年)に日米加ロ4カ国間で締結された北太平洋遼河性魚類保存条約により北太平洋公海のさけ・ます漁業が禁止されたことから、現在、我が国のさけ・ます漁業は、日本200海里内操業とロシア200海里内操業のみとなった。

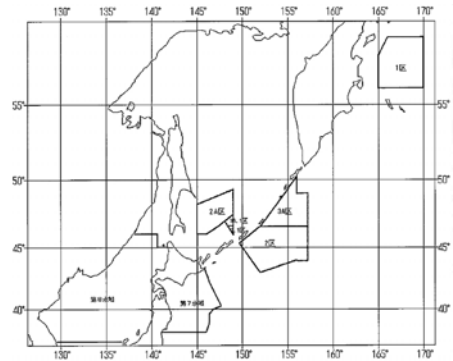
しかしながら、ロシア連邦において平成27年6月29日に「ロシア水域における流し網漁業を2016年1月から禁止する法律」が成立し、平成28年1月以降は、ロシア200海里水域内でのさけ・ます流し網漁業についても操業が出来なくなった。

①平成27年の漁業種類別・操業水域別・漁獲割当量

漁業名称	交渉	操業水域	漁獲割当量(トン)				
			シロザケ	カラフトマス	ベニザケ	ギンザケ	マスノスケ
小型さけ・ます流し網 (日本200海里内太平洋)	政府間	第7水域	500.0	1,550.0 ※1			
中型さけ・ます流し網 (日本海)		第8水域	-				
小型さけ・ます流し網 (ロシア200海里内太平洋)		3a区・3a.1区	1,309.48	102.79	503.31	41.04	5.13
中型さけ・ます流し網 (ロシア200海里内太平洋)		-	- ※2				

※1 ベニザケ、ギンザケ、マスノスケについては、3種合わせて1隻当たり1トン以内

②操業海域図



③さけ・ます流し網漁業(日本200海里内太平洋・ロシア200海里内太平洋)の概要
<日本200海里内太平洋>

項目	H22年(2010)	H23年(2011)	H24年(2012)	H25年(2013)	H26年(2014)	H27年(2015)	
漁獲割当量	2,855トン	2,694トン	2,562トン	- トン	1,949.9トン	2,050.0トン	
魚種別漁獲割当量	シロザケ	300トン	300トン	285トン	- トン	500トン	1,550.0トン
	カラフトマス	2,555トン	2,394トン	2,277トン	- トン	1,449.9トン	
	ベニザケ	0トン	0トン	0トン	- トン	0トン	
	ギンザケ	0トン	0トン	0トン	- トン	0トン	
	マスノスケ	0トン	0トン	0トン	- トン	0トン	
漁業協力費	4億1,400万円	3億3,900万円	3億2,294万円	3億7,184万円	2億5,222万円	2億6,405万円	
備考	上記漁業協力費については、確定金額である。(上限と下限を定め、その範囲で漁獲実績に応じて、金額を決定するもので1996年より導入) 上限4億4,300万円 下限3億8,500万円	同 左	同 左	漁獲量等の設定なし	上記漁業協力費については、確定金額である。(上限と下限を定め、その範囲で漁獲実績に応じて、金額を決定するもので1996年より導入)	上記漁業協力費については、確定金額である。(上限と下限を定め、その範囲で漁獲実績に応じて、金額を決定するもので1996年より導入) ※ベニザケ、ギンザケ、マスノスケは3種合わせて1隻当たり1トン以内 上限3億6万円 下限2億6,405万円	

<ロシア200海里内太平洋>

項目	H22年(2010)	H23年(2011)	H24年(2012)	H25年(2013)	H26年(2014)	H27年(2015) ※2	
漁獲割当量	8,447トン	5,556トン	7,071トン	5,370トン	6,630トン	1,961.75トン	
魚種別漁獲割当量	ベニザケ	3,000トン	1,732トン	2,289トン	2,177.2トン	2,886トン	503.31トン
	シロザケ	5,109トン	3,587トン	4,485トン	2,969.2トン	3,485.4トン	1,309.48トン
	カラフトマス	180トン	131トン	162トン	115.5トン	138トン	102.79トン
	ギンザケ	75トン	56トン	68トン	49.16トン	59.6トン	41.04トン
	マスノスケ	84トン	51トン	67トン	58.94トン	61トン	5.13トン
入漁料	約25.7億円	約16.8億円	約21.5億円	約16億円	約20億円	約6億円	

※2 平成27年の交渉において、中型船は交渉の開始が例年より遅れたことや操業条件から採算面等を考慮し、操業を断念。

(3) ロシア監督官による罰金事件等の状況(根室管内)

① 年次別罰金隻数

(単位:隻数)

年次	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
隻数	2	5	1	0	0	0	0	0	0	12

② 漁業種類別被だ捕状況

(単位:隻数)

年次	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
漁業種類										
いか釣り	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
さけ・ます流し網	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
底刺し網・はえなわ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
さんま棒受網	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他はえなわ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他刺し網	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 貝殻島周辺海域こんぶ漁業

昭和52年の200海里漁業専管水域の設定に係る領土問題から4年間操業が中断されたが北海道水産会を窓口にて再度交渉が行われ、昭和56年から現在に至るまで操業が継続されている。

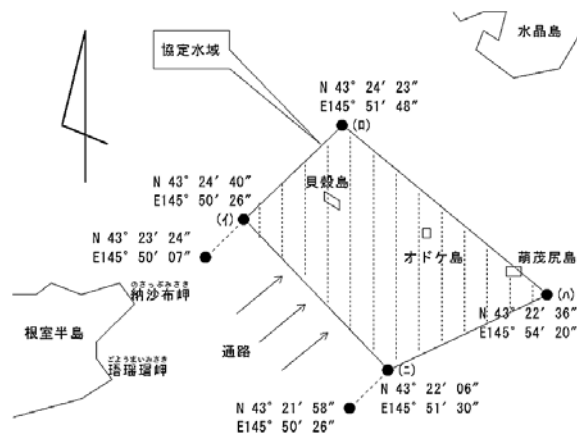
① 協定概要及び実績

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
協定概要	操業期間	6月1日～9月30日	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
	操業隻数	375	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
	採取料	8,540万円	同左	9,028万円	8,540万円	9,028万円	8,784万円	同左	
	議定書調印月日	4月25日	4月24日	4月23日	4月22日	4月20日	4月23日	5月14日	4月21日
実績	採取量	247トン	430トン	386トン	297トン	274トン	205トン	198トン	432トン
	金額	3億6,600万	5億5,900万	4億4,500万	3億7,800万	3億5,200万	2億6,300万	2億5,700万	6億

② 平成27年承認状況

承認隻数	238隻
歯舞漁協	212隻 (うち1隻は監視船)
根室漁協	14隻
落石漁協	12隻

③ 操業海域図



(5) 北方四島周辺海域安全操業

北方四島周辺海域は、昭和52年の我国及びソ連の200海里漁業専管水域設定以降の規制により漁場環境が厳しくなったことから、同海域への越境操業によるだ捕・銃撃事件が頻発する状況にあった。

このような事件の発生は漁業者の生命・財産の確保はもとより、日ロ政府間の漁業交渉に与える影響も懸念されるため、官民一体となって漁業秩序の維持安定に努める一方、北方四島周辺海域における安全操業の実現が、根室管内関係者の悲願として強く望まれていた。

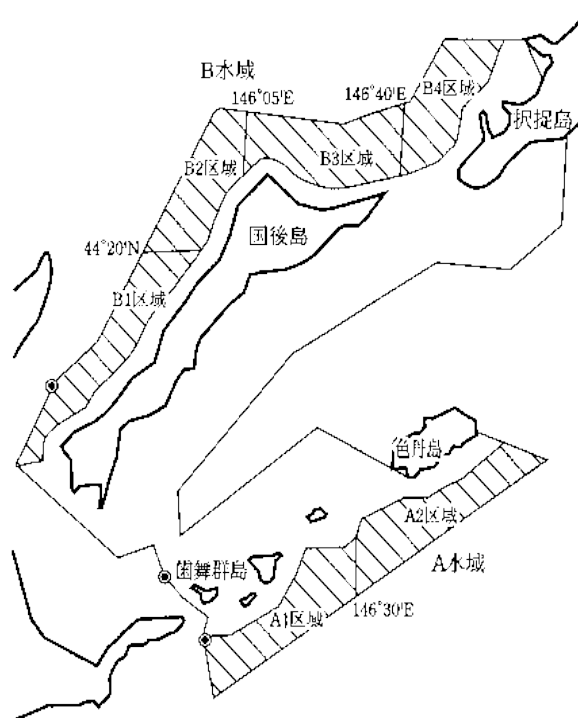
平成6年3月、ロシア南クリル地区長の北方四島周辺水域における日本漁船の操業の提案を契機に政府間協議が開始され、平成10年2月、相互の関係における諸問題について、いずれの政府の立場も害さないという大前提に立った「海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定」が署名されロシア主張領海内での操業が実現した。

具体的な操業条件は、毎年、社団法人北海道水産会とロシア連邦漁業国家委員会、国境警備庁との間で取り交わされる了解覚書により決定され、平成10年10月から、たこから釣り漁業及びほっけ固定式刺し網漁業が、翌年1月からはすけとうだら固定式刺し網漁業が開始されている。

○了解覚書内容

内容	H26			H27		
	すけとうだら刺し網	ほっけ刺し網	たこから釣り	すけとうだら刺し網	ほっけ刺し網	たこから釣り
漁獲割当量						
すけとうだら	850トン	105トン	-	850トン	105トン	-
かれい	3トン	9トン	-	3トン	9トン	-
まだら	40トン	70トン	-	40トン	70トン	-
ほっけ	7トン	770トン	-	7トン	770トン	-
きちじ	3トン	1トン	-	3トン	1トン	-
めぬけ類	1トン	22トン	-	1トン	22トン	-
たこ	2トン	6トン	208トン	2トン	6トン	208トン
こまい	1トン	34トン	-	1トン	34トン	-
いか	1トン	19トン	-	1トン	19トン	-
かじか	1トン	1トン	-	1トン	1トン	-
えい	1トン	17トン	-	1トン	17トン	-
さめ	1トン	1トン	-	1トン	1トン	-
めだい	1トン	5トン	-	1トン	5トン	-
計	912トン	1060トン	208トン	912トン	1060トン	208トン
総計	2,180トン			2,180トン		
操業隻数	20隻	20隻	8隻	20隻	20隻	8隻
船団数	4船団	4船団	2船団	4船団	4船団	2船団
操業期間	1月1日～ 3月15日	9月16日～ 12月31日	1月1日～ 1月31日 10月16日～ 12月31日	1月1日～ 3月15日	9月16日～ 12月31日	1月1日～ 1月31日 10月16日～ 12月31日
操業水域	B		A	B		A
漁業協力費等	協力費 2,130万円 資材供与 2,110万円			協力費 2,130万円 資材供与 2,110万円		
署名年月日	平成25年11月13日			平成26年10月24日		

○操業水域図



○操業隻数内訳

漁業種類	年度	
	H26	H27
ほっけ刺し網	羅臼漁協 20隻	羅臼漁協 16隻
すけとうだら刺し網	羅臼漁協 16隻	羅臼漁協 16隻
たこから釣り	根室漁協 2隻	根室漁協 2隻
	歯舞漁協 2隻	歯舞漁協 2隻
	落石漁協 4隻	落石漁協 4隻